議第15号

高山市スキー場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

高山市スキー場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年3月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

モンデウス飛騨位山スノーパークを高山市位山交流広場として管理し、飛騨舟山スノーリゾート アルコピアを廃止するため改正しようとする。 高山市スキー場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高山市スキー場の設置及び管理に関する条例(平成16年高山市条例第44号)の一部を次のよ うに改正する。

改 正 前	改 正 後
高山市スキー場の設置及び管理に関する	乗鞍高原飛騨高山スキー場の設置及び管
<u>条例</u>	理に関する条例

(設置)

、地域の活性化を促進するため、高山市スキ <u>一場</u>(以下「スキー場」という。)を設置す る。

(名称及び位置)

第2条 スキー場の名称及び位置は、次のとお 第2条 スキー場の名称及び位置は、次のとお りとする。

<u>名称</u>	位置
乗鞍高原飛驒高山ス	高山市岩井町910
キー場	番地1
モンデウス飛騨位山	高山市一之宮町78
<u>スノーパーク</u>	46番地1
飛騨舟山スノーリゾ	高山市久々野町無数
<u>ートアルコピア</u>	河4141番地

(設置)

第1条 観光交流事業の推進を図ることにより 第1条 観光交流事業の推進を図ることにより 、地域の活性化を促進するため、乗鞍高原飛 <u>
騨高山スキー場</u>
(以下「スキー場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

りとする。

名称 乗鞍高原飛騨高山スキー場 位置 高山市岩井町910番地1

改 正 後 改 正 前 別表 (第4条関係) 別表(第4条関係) 料金 区分 料金 施設 区分 乗鞍高原飛騨高山 リフトの款~ブーツの款 (略) リフトの款~ブーツの款 (略) スキー場 ポール ポール 1回当たり 520円以内で規則で定める額 1回当たり 520円以内で規則で定める額 モンデウス飛騨位 リフト 1回券 260 円 山スノーパーク 半日券 2,930 円以内で規則で定める額 11 回券 2,610 円以内で規則で定める額 1日券 3,660円以内で規則で定める額 <u>シーズン券</u> 26,190 円以内で規則で定める額 バンビーノ 520 円以内で規則で定める額 スキー 1回当たり 2,300円以内で規則で定める額 ブーツ 1回当たり 1,250円以内で規則で定める額 ポール 1回当たり 520 円以内で規則で定める額 ウェア <u>1回当たり</u> 2,610 円以内で規則で定める額 スキーセット <u>1回当たり</u> 3,140 円以内で規則で定める額 ボードセット 1回当たり 4,190円以内で規則で定める額 飛騨舟山スノーリ リフト <u>1 回券 260 円</u> ゾートアルコピア 半日券 2,930 円以内で規則で定める額 12 回券 2,610 円以内で規則で定める額 1日券 3,660円以内で規則で定める額 <u>シーズン券</u> 26,190 円以内で規則で定める額 スノーキッズランド 1日当たり 520円以内で規則で定める額 共通シーズン券 乗鞍高原飛驒高山スキー場、 31,420 円以内で規則で定める額 モンデウス飛騨位山スノーパ <u>ーク及び飛騨舟山スノーリゾ</u> <u>ートアルコピア共通シーズン</u>

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。